

九州支部 2009 年

九州支部支部長 **安倍 逸郎**



要 約

日本弁理士会九州支部は九州沖縄の 100 名の会員により構成されています。各会員の地域への貢献により一定の評価を得ています。これからも弁理士としての責務を果たすため、よりいっそうの努力が必要とされます。地域への貢献についての会員の活動は、支部存在の意義を問うこととなります。業務独占資格である弁理士は、一定の義務を地域に対して果たさなければなりません。会員は積極的な支部活動への参加も要求されています。

1. 日本弁理士会九州支部の構成

日本弁理士会九州支部は、平成 17 年 3 月 23 日の日本弁理士会臨時総会決議によって設置されました。日本弁理士会九州支部は、平成 17 年 8 月 29 日に初の支部総会を開催し、本格的にその活動を開始しました。

九州支部には、平成 20 年 11 月 30 日現在、弁理士 100 名（うち主たる事務所 70、従たる事務所 30）が所属しています。

現在の支部の構成を概略説明しますと、北から福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の九州島の 7 県および沖縄県をその支部の管轄としています。

会員数は、福岡県 59 名、佐賀県 3 名、長崎県 2 名、熊本県 9 名、大分県 2 名、宮崎県 3 名、鹿児島県 13 名、沖縄県 9 名です。会員は県庁所在地を中心に事務所を開設しております。福岡県では、福岡市 43 名、北九州市 11 名を中心に構成されています。なお、会員数は近年着実に増加する傾向を示しています。

このように、全国 9 支部の中では、関東支部、近畿支部、東海支部についての会員数です。その管轄エリアは、9 支部中でも最も広範囲となります。また、支部の地理的關係では、比較的温暖な地域であり、8 月～10 月の台風シーズンを除き天候にも恵まれた地域です。特に、韓国、中国、台湾とは隣接したエリアであり、それらの国々との交通も至便です。

このエリアでは、温暖な気候により比較的のんびりとした沖縄県から東京エリアとの關係が密接で 2 次産業の他にもサービス産業も盛んな福岡県とそれぞれ特

徴があります。よって、大略すると、1 次産業を中心とした産業構成の南部地域と、カーアイランド、シリコンアイランドとしての自動車産業、半導体産業を含む多様な構成を有する北部地域とに分かれています。これは会員数の分布に反映されています。

日本弁理士会九州支部は、平成 20 年度は、支部長 1 名、副支部長 7 名、各県担当の幹事 8 名、監事 2 名で構成されています。また、主要な議題などを検討するため支部会員によるワーキンググループを適宜形成するように構成しています。

また、支部室は、福岡市に設置されており、原則として支部室を使用して毎月 1 回の役員会を開催しております。

支部長は、平成 17 年度平野一幸先生、平成 18 年度梶原克彦先生の後をうけて平成 19 年度、平成 20 年度の支部長を安倍が担当させていただいております。

なお、以前の九州部会から日本弁理士会九州支部への移行に際しては、九州・沖縄地域の先生方には、大変ご協力をいただきました。

2. 日本弁理士会九州支部の活動

日本弁理士会九州支部は、知的財産権制度の普及のため、講演会の主催、共催及び後援を行っています。特に、知財支援協定を締結した県については、連続セミナーなどを毎年行っています。最近では、セミナーの内容もより具体化し、より高度化したものとなっています。なお、知財支援協定は、大分県、福岡県と締結し、さらに他の県についても検討がなされています。

また、地方公共団体及び関係団体主催の発明くふう展への審査員派遣や後援を行っています。

また、福岡市の九州支部室にて無料特許相談室を開設し、知的財産権に関する相談、指導及び助言を行っています。毎週木曜日、午前 10 時から午後 3 時までです。

特許庁、九州経済産業局、(社)発明協会各県支部、各県弁護士会等の関係機関・団体とも交流しています。弁護士会とは ADR 九州支所の設置などで協力して活動しています。九州経済産業局とはさらに密接な関係で、九州知財戦略会議の理事、監事として会員が協力しています。また、各地の大学の TLO などにおいても会員がその組織の内外から協力を行っています。

会員の能力を高めるため、九州支部では支部独自の取り組みとして支部研修を年 1 回の割合で実施しています。例えば中国弁理士による講演などです。

特に、会員は、各県の発明協会支部や、商工会議所などが開催する発明相談会での相談員として協力する活動が近年大幅に増加しています。例えば各県では 1 年に 100 日～200 日の相談会が開催され、会員がこれを担当しています。特に相談会活動が盛んな福岡県では年に 500 日規模の相談会が開催されています。相談の内容は、アイデアの特許化についてが最も多いとされています。また、何度も特定の会員を訪ねてみるリピータの相談者もおられます。さらに、離島など交通不便の地域では 2 日がかりの相談会もあります。

さらに、会員は、各地の大学での講義について講師として、客員教授として活躍されています。工業高校、高専を含めて多数の会員が学生の知的財産権教育について協力しています。

3. 日本弁理士会九州支部が有する問題点

知財マインドの育成が各企業においても重要となっており、知財に関して唯一の専門家である弁理士への期待が大きくなっています。その活動の場も支部化以前とは雲泥の差です。これからも弁理士の公的な場での貢献が多く望まれるでしょう。

しかしながら、日本弁理士会九州支部においては、会員の九州支部活動への協力・参加が未だ十分であるとは言えません。特に、支部長を含む支部役員の応募者の不足は継続的な問題といえます。会員としてのキャリアの浅い場合などを除いてさらなる積極的な協力が要請されます。セミナー講師、相談員としての協力は当然のこととして、支部運営についての参加は、必須のことです。九州支部では単独会員の事務所が多いこと、距離的ハンディキャップが生じることなどの事情

がありますが、多くの会員が少しずつ負担することで支部運営を継続させて行くべきです。そのための具体的な方策も検討されなければなりません。例えば役員については会員研修の取得単位の軽減や、弁理士会費の軽減などが検討できるのではないかと考えられます。業務独占資格であることを思い出していただいて、支部運営についての協力をお願いしたいものです。

また、以前、ある副会長が以下の意味のことをおっしゃいました。もし、弁理士会本会（正副会長会）を頭とした場合、支部はいわば手足であり、頭の決定したことと支部の活動とが一致しないのは困る。手足が頭に背いてはならない。

この言葉については、正直違和感を感じました。支部活動が弁理士会本会の方針と一致させることは必要ですが、支部自体の活動については支部で決定し、実行することが必要です。

支部と本会との関係は、決して、頭と手足との関係ではなく、支部が何も考えずに本会の方針に沿ってただ従属するような関係であってはなりません。支部も頭を有するのです。また、支部が全ての事項について本会の方針に反してまで独自の活動を行えるものではありません。これらの関係について、一定のバランスを保つことが必要であり、かつ、この関係は、中長期的には変化していくものであると考えるところです。

どのような支部が望ましいのか、支部運営をいかに行うべきか、これは支部会員の意思が尊重されるべきでしょう。5 年後の支部(弁理士会)、10 年後の支部(弁理士会)についての展望を支部会員が共有することが望ましいものです。

弁理士会も会員数のさらなる増加が見込まれ、例えば会員の強制加入方式についてもやがて問題として検討すべき時期がくるものと思われます。これからの弁理士、九州支部がどのように変化、対応して行くべきか、議論を活発化すべきでしょう。このためにも、支部会員全員の支部運営についての参加、協力が必要となるでしょう。

支部運営についても、当然に九州・沖縄の地理的条件を考慮して、会議の形態の変更など、新たな取り組みが必要となっています。

最後に、私を含めて全ての支部会員は各自が地域に対してどのような寄与ができるのか、そのためには支部をどのように運営していくのか、考えて実行すべきものと強く思います。

以上
(原稿受領 2009. 1. 19)